

平成 26 年 9 月 8 日

「消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会」の開催について

標記の検討会を以下のとおり開催します。第4回検討会の傍聴を希望される方は、後記2（4）の申込要領によりお申し込みください。

1 会議の趣旨

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）による消費者安全法（平成21年法律第50号）の改正を踏まえ、消費生活相談の質の向上を図るとともに、全国的に消費者にとって身近なところで消費生活相談員による専門的な消費生活相談及びあっせんが受けられる体制作りを目指し、消費生活相談員資格試験制度等に関して検討する。

2 第4回消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会について

（1）開催日時：平成26年9月12日（金）10：00～12：00

（2）場 所：消費者委員会大会議室
（東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー6階）

（3）主な議題：

新制度下における現行の消費者安全法施行規則（平成21年内閣府令第48号）第7条各号に掲げられる資格を保有する者と消費生活相談に関する実務の経験を有する者の位置付けについて 等

（4）申込要領：

ア 下記メールアドレス宛てに、平成26年9月10日（水）17時（厳守）までにお申し込みください。その際、件名は「検討会傍聴希望」とし、本文に傍聴希望者の**1. 氏名**、**2. 組織名・所属名**、**3. 電話番号**、**4. メールアドレス**を御記入ください。複数の傍聴希望者をまとめて申し込む場合は、人数分の氏名等の御記入をお願いします。

メールアドレス： g.shikakuseido@caa.go.jp

イ 申込者多数の場合は、1組織・団体等につき1名とさせていただきます、それでも定員を超える場合は抽選とさせていただきます。傍聴の可否（抽選

の結果を含む。)については、御記入いただいたメールアドレス宛てに連絡し、傍聴可能な場合には傍聴券(入館証)を送付します。傍聴券は、印刷して当日お持ちいただき、1階フロア受付及び6階会議室受付に御提示ください。

(5) 傍聴者への留意事項：

ア 入館に当たっては本人確認を行いますので、傍聴券及び写真付身分証明書(免許証など)を持参してください。

イ 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。

ウ アラーム付きの時計、携帯電話、ポケットベル等の機器については、音が出ることをないようにしてください。

エ 写真及びビデオ撮影は、会議冒頭のみ可とします。

オ 会議における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をすることは御遠慮ください。また、傍聴の方からの御質問はお受けしません。

カ 傍聴中のお食事及び喫煙は御遠慮ください。

キ 会議中は静粛にお願いします。会議の妨害となるような行為は謹んでください。

ク 危険物を携行している方、酒気を帯びている方、その他秩序維持のため必要があると認められる方の傍聴はお断りします。

※ 上記の事項を遵守されない場合は、退場していただくことがあります。

○問合せ先

消費者庁 消費者教育・地方協力課

検討会傍聴窓口：03-3507-9124